

千代田区観光協会公式フェイスブック運用ポリシー

平成 26 年 8 月 1 日
26 千観協発第 5 号

(目的)

第 1 条 このポリシーは、千代田区観光協会（以下、観光協会という）がフェイスブック（Facebook）の公式フェイスブックページ（以下、「公式ページ」という。）を、区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 公式ページ 観光協会が設置・運用するユーザー名から発信するフェイスブックページ
- (2) アカウント フェイスブックを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名
- (3) シェア 自分の近況や撮った写真、お気に入りのサイト等を、他のアカウントと共有することができる機能
- (4) 「いいね」機能 他のアカウント又はページの内容に対し、肯定的な意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができる機能

(運営主体)

第 3 条 公式ページの運営主体、アカウントの管理及び情報の発信は、観光協会が行う。

2 公式ページを運営するにあたって、情報の作成、発信、更新の決定及び公式ページ管理者の選定は、観光協会事務局長が行うこととし、公式ページ管理者は、情報の作成、発信、更新にかか
る事務を行う。

3 ユーザー名は、ChiyodaCityPR とする。

(情報発信)

第 4 条 情報の発信は、観光協会事務局長の指示のもと公式ページ管理者もしくは観光協会事務局長が公式ページから行うものとする。

(アカウント運用者の明示)

第 5 条 フェイスブックで流れる様々な情報については、なりすまし行為を使い、事実と違う情報が流れることを防ぐために、運営主体として公式ページのユーザー名及びURLを、観光協会ホームページに明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第 6 条 この運用ポリシーで定めるアカウントの運用主体、および発信する内容、発信方法等について、公式ページ内に明示する。

(掲載内容)

第 7 条 公式ページでは、次に掲げるものを掲載する。

- (1) 千代田区の観光情報他、ブランド力向上につながるもの
- (2) その他、観光協会事務局長が適当と認めるもの

(他のフェイスブックページへのコメント等)

第 8 条 公式ページは、情報提供の手段として運用するため、観光協会が発信する情報等を掲載す

る。公式ページに対する観光情報の問合せ等についてはコメントする。ただし、公式ページ運用の目的に照らして観光協会事務局長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(他のフェイスブックページ等に対するシェア及び「いいね」機能の使用)

第9条 公式ページでは、観光情報の発信に必要とされる機能のみを使用し、観光協会以外のフェイスブックページやアカウントに関するシェア及び「いいね」機能等は観光情報の周知につながると思われるものについて使用する。ただし、公式ページ運用の目的に照らして観光協会事務局長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(観光協会ホームページとのリンク)

第10条 コメント欄に記載するリンクのリンク先は、原則として観光協会ホームページのみとする。ただし、公式ページ運用の目的に照らして観光協会事務局長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(投稿の削除)

第11条 他のユーザーによる次に定める投稿を禁止し、観光協会事務局長は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治を目的とするもの
- (4) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (6) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (7) 有害なプログラム等
- (8) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (9) その他、観光協会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(その他)

第12条 その他、この運用ポリシーの実施について必要な事項は、観光協会事務局長が、別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、平成26年8月1日から施行する。